

向野正弘 学位（博士）請求論文審査報告書

論文題目：「清末民初歴史教科書形成史研究

—日本の影響と学制・教科書制度の展開を中心に—

本論文は、主に日本の立憲君主政をモデルとした近代国家建設を志向する清末民初の中国において、日本の学校制度や歴史教科書の影響を受けつつ、徐々に独自の学制や歴史教科書および教科書制度、歴史教育構想などが形成されていく過程について、歴史学の研究方法をも用い、歴史教育の立場から検討を加えたものである。

義和団事件（1900～1901）後の清朝は学校教育制を設けて、永く続いた「科挙」を廃止（1905年）すると共に、日本や欧米諸国へ留学生を多数派遣し、立憲政に向けた「憲法大綱」の発表と国会開設の公約（1908年）など、近代国家建設へ向けた諸改革が進められた（光緒新政）。しかし、それが実現される前に辛亥革命がおこり（1911年）、翌年1月に南京でアジア初の共和国である中華民国が成立した。ほどなく臨時大總統に就任した袁世凱は北京にあって諸制度の整備を進めるが、第一次世界大戦が勃発すると欧米列強の勢力は中国から後退し、これに乗じた日本が袁世凱政権に対して「二十一カ条の要求」を突きつける。パリ講和会議（1919年1月）で日本の要求を退けることに失敗した中国では、北京大学の学生を中心とする抗議デモがおこり、幅広い階層が参加した愛国運動へと発展した（五四運動）。

本論文は、如上の政治的激動のなかで、近代国家を担う均質な国民の養成を目的とした学校教育で用いられる「近代歴史教科書」形成の過程、学制・教科書制度の確立、さらには「近代歴史教科書」に見られる「世界史認識」などの解明を意図したものであるが、後述のように中国・日本におけるこの研究分野は緒についたばかりであり、論者はわが国においてこの分野を開拓・牽引してきた研究者の一人である。

本論文は、論者が十数年の間に公表してきた研究成果に基づいて構成したものであり、序章・結章を含め、全六章から成る。

「序章」では、まず中国および日本における研究動向を総括する。現代中国において、とくに清末民初期の歴史教科書形成に関する研究が着手されるのは1980年代になってからであり、多大な影響を受けたとする近代日本の学制・歴史教科書に対する中国人研究者の理解や位置づけは不十分である。一方日本では、論者を始めとして2000年初頭からこの分野の研究が着手されるが、清末民初の歴史教科書の特色の追求や歴史叙述の分析は見られるものの、近代における日・中双方の歴史教科書について十分な目配せが不足している。つまり該分野の研究は、基礎的研究段階を脱しておらず、「近代歴史教科書」の全体像も明らかではない、とする。そうした中・日両国における研究状況を踏まえた上で、次いで問題の所在を整理しつつ、本論文の研究目的を述べる。

「第一章 近代歴史教科書の模索」では、「欽定学堂章程」公布前の歴史教科書をめぐる動向を大局的に捉えることを目指し、伝統歴史教育（前近代の歴史教育）を受けつつも、新しい歴史教育、新しい歴史教科書を模索した人びとについて検討を加える。「第一節 歴史教科書の地平を拓く」では、中国における最初の近代学制を規定した「欽定学堂章程」（1902年制定、実施されず）前後における、新しい歴史教科書の有り方に論及

した羅振玉や張之洞ら有識者の見解を検討する。彼らは時間的な要因から、日本人著述の歴史教科書を漢訳（翻訳）した教科書の利用を選択せねばならなかったが、彼らの論議には日本の歴史教科書利用に一定の歯止めを設け、独自の歴史教科書へ繋ごうとした点が見られる、とする。「第二節 漢人知識人による『中国史』構想の模索」では、独自の「中国史」構想を模索した梁啓超・章炳麟・劉師培・夏曾佑ら四名の構想を検討する。世界史的視点から「中国史」を構想する梁に対し、伝統的歴史学から「中国史」を組み立てようとする章との間には相違点が見いだせるが、時間的余裕がないことから両者は構想止まりになったこと、また劉・夏兩名は新しい歴史学の動向を採り入れた新しい歴史教科書の著述に腐心したが、共に古代史部分の著述で終わったことを指摘し、大局的に見れば彼ら四名はそれぞれ、伝統歴史教育の枠組みと日本の歴史教育の枠組みとを勘案して独自の構想を提示しようとした、とする。「第三節 日本の歴史教科書に対する関心の高まり」では、清末の近代教育制度導入に大きな役割を果たした呉汝綸について、「西学（西洋の学問）」の導入を目的としつつも「中学（中国の国学）」の存続の方向性を探った人物として、日本訪問記である『東遊叢録』に見える日本人との論議から、彼の歴史教育面を中心に検討を加える。近代的「西学」を受容する学堂制度導入のため日本視察に派遣された呉は、「中学」を重視する日本人との論議を通じ、彼の構想は次第に変化し、草卒な改革を戒め日本を参考として漸進的に進める方向へと向かった、とする。

「第二章 日本歴史教科書漢訳の特徴」は、清末期の中国で漢訳（翻訳）された日本の「清史」「西洋史」「東洋史」の代表的歴史教科書を取り上げ、それぞれの特徴を検討する。「第一節 『清史』教科書の漢訳」では、まず山東書局で刊行された『皇朝政典掣要』は増田貢著『清史掣要』を形式的に翻刻したものであるが、清朝に関わる事項には修正が加えられ、中国人のための教科書用に大幅に書き換えられた書であったこと、次いで日本の歴史学に影響を受け独自の中国史構想を立てた汪榮宝が「清史」として執筆した『清史講義』は、清朝への十分な注意を払った記述内容にもかかわらず「禁書」処分を受けたことを指摘する。現代史としての「清史」著述は、政治的な理由による様々な制約があった、とする。「第二節 『西洋史』教科書の漢訳」では、箕作元八・峰岸米蔵著『西洋史綱』を漢訳し上海で刊行された徐有成（他）訳『欧羅巴通史』を取り上げ、同書の跋・叙・序文などの内容から当時の有識者らの歴史認識を分析する。西洋史教科書の漢訳に対する制限は少なく、日本原著本をそのまま漢訳しても問題は少なかったこと、また漢訳書に寄せられた跋・叙・序文の分析から、跋などの執筆者は「西洋史」を「ヨーロッパ史」と認識しているが、藤田豊八に師事した王国維だけが世界史的視点に立脚した論評をしている、とする。「第三節 『東洋史』教科書の漢訳」では、中国で漢訳された桑原隲蔵著述の「東洋史」教科書を取り上げる。桑原『中等東洋史』を最初に漢訳した樊炳清訳『東洋史要』は忠実な漢訳を試みた書であるが、中国人からは満足できるものではなく、やがて忠実な漢訳段階から、完成度が高く目的にあった教科書が求められるようになり、『東洋史要』を大きく改編した『重訳考定東洋史要』が刊行されると、漢訳を超えた中国独自の教科書を模索する段階に至った、とする。

「第三章 歴史教育構想と教科書審定制度創設にともなう教科書の改良」は、近代学制を規定した「欽定学堂章程」（1902年）および「奏定学堂章程」（1904年）前後における歴史教育構想の特色・教科書審定制度を検討する。「第一節 初等・中等教育の歴史

教育構想」では、二つの「章程」の比較を通じ、そこに見える初等・中等教育における歴史教育構想の特色を検討する。前者の「章程」には伝統的歴史教育の形式を踏まえての構想であるのに対し、後者の「章程」は新しい歴史教育を打ち出した構想であったという差異が認められ、この時期には新旧の歴史教育論が交錯しており、それは転換期における過渡的な性格を反映したものであった、とする。「第二節 高等教育における歴史教育構想」では、前節に引き続き両「章程」中の「大学堂章程」を比較しつつ、高等教育における歴史科目の位置づけを検討する。大学堂に設立された中国史学門は近代的な研究方法を導入し、「万国史」と対を成す国史としての中国史を構想したもので、現実に役立つ歴史学を求めたという、当時としては斬新な構想であった、とする。「第三節 歴史教科書の改良」では、従来日本の検定制度と同質と捉えられている「学部」（教育行政組織）の審定制度の性格について検討を加える。審定とは、教科書を認定する作業ではなく、新旧入り乱れて使用されていた教科書のなかから、使用できる教科書および有用な参考書と、使用に堪えない書籍とを分別し、学制に即して系統的に排列して体系化する作業であり、またこの審定によって伝統的教育法に根ざす「歌括韻語」教科書を全面的に否定すると共に、日本の漢訳（翻訳）教科書からの脱皮も志向している、とする。「第四節 『審定書目』所載記事における歴史教科書改良の方向性」では、「審定書目」における歴史教科書審定の記事の検討から、「学部」の教科書審定の特質を検討する。

「第四章 教科書制度の再建にともなう歴史教科書の動向」は、辛亥革命をへて成立した中華民国期における教科書制度や教科書像の動向を探る。「第一節 中華民国成立期における教科書制度の再建」では、「学部」から改称された「教育部」による審定制度の整備がおこなわれる一方で、教科書の基準が明示される。基準の明示は審定を実質的に検定に近づける作業であり、国家による教科書に対する権限を大幅に強めようとする志向の表れであった、とする。「第二節 袁世凱政権期の歴史教科書構想」では、この時期に作成された歴史科「教授要目草案」を検討する。同「草案」はこれまで研究の俎上に載せられなかったものであるが、そこに示された「同心円的世界史構想」は「奏定学堂章程」以来追及されてきた歴史教育の到達点であり、「学部」「教育部」を通じて唯一公式に示された構想であった、とする。「第三節 五四運動にともなう歴史教育の革新」では、五四運動後の1923年の歴史科「課程綱要」を検討する。同「綱要」はそれまでとは異なるナショナル・アイデンティティー育成のために、社会科・世界史・世界文化史といった新しい潮流を積極的に採り入れた革新的な構想であり、その後の中国における歴史教育・歴史教科書の基本構想になった、とする。

「結章」では各章・各節の要点を総括した上で本論文の意義を提示し、最後には残された課題を指摘して、本論文を結んでいる。

なお論者は、本論文で取り扱った清末民初における「近代歴史教科書」登場の背景や特徴を浮き彫りにするため、前近代中国（唐～清末）における「伝統歴史教科書」形成の歴史や特徴を分析した「中国近代歴史教科書形成前史研究 - 伝統歴史教科書から近代歴史教科書への道程 -」を副論文として併せて提出している。

近代国家建設を模索する清末民初期の中国において、重要な政策の一つが「教育改革」であった。当該期の教育改革に関する中・日における研究成果は相応の蓄積がある。しかしながら、当時の歴史教科書や教科書制度・歴史教育などに関する研究は、中・日共

に近年着手されたばかりの新しい分野である。この分野を担う研究者には、近代化を模索・推進した中・日両国下における学校教育制度や教科書事情に精通していることが求められる。まさしく論者は、それらを満たす学識と研究蓄積とを有する研究者の一人といえる。

その論者が本論文で指摘・解明した事項は多岐にわたるが、とくに重要と思われる点を挙げるとすれば以下のようなものである。乏しい史（資）料と十全とはいえない先行研究のなかであって、①近代国家建設を模索する清末民初の中国における歴史教科書や歴史教育の「基本事項」を明らかにしたこと。②日本の歴史教科書が中国の「近代歴史教科書」へ与えた影響の一斑を具体的に示したこと。とりわけ中国で漢訳（翻訳）された近代日本の歴史教科書の受容・変容を多角的に分析した結果、中国では日本の歴史教科書をそのまま漢訳して使用する段階から、やがて中国人に合う工夫を加える改訳の段階となり、さらに中国人のナショナル・アイデンティティを育成するための独自の歴史教科書を希求する段階へと進む過程を解明した点は注目される。③教科書審定制度の性格を明らかにしたこと。従来審定制度を日本の検定制と同一視する理解がなされてきたが、論者によって審定は検定と異なる機能を持った制度であることが解明されたことは評価される。④中華民国期の教科書制度を清末からの連続面に着目しつつ、その変化の相を明らかにするという、「通史的」な視点に立った研究方法を採っていること、などである。要するに論者は本論文において、当該期の「近代歴史教科書」および教科書制度、歴史教育構想などの諸問題を、清末から民国初期という歴史のなかで読み解く枠組みを形成したといえ、この点は高く評価されねばならない。

ただし、新しい研究分野であるため、論者も指摘するように基礎的研究段階を脱してはならず、残された課題はあまりにも多い。例えば、中国「近代歴史教科書」の収集・整理、および体系的な分析などが不十分であり、また規定や綱要類などからの研究が中心であって、ことに初等・中等教育の「現場」における個別実践例の調査・研究はほとんど手つかずの状態である。さらに他の教科との比較検討も重要な課題である。しかしながら、こうした山積する課題の存在が本論文の功績を減ずるものでないことは、それら課題が本論文によって改めて認識されたものだからである。

以上の論文審査の結果、および文学研究科の内規により平成 29 年 1 月 21 日に実施された公聴会の結果をも踏まえ、本審査委員会は一致して本論文が博士（文学）の学位を授与されるのに十分な資格を有していると判断するものである。

平成 29 年 2 月 15 日

主査 立正大学大学院文学研究科史学専攻

教授 野 沢 佳 美

副査 立正大学大学院文学研究科史学専攻

教授 近 藤 和 彦

副査 立正大学大学院文学研究科史学専攻

教授 奥 田 晴 樹

副査 上越教育大学大学院学校教育研究科

教授 茨 木 智 志